別紙

事業者の皆様へ

1 時短要請について (令和3年3月21日までの間)

- ・ 全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業 (酒類の提供は11時から19時まで)
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給。その際感染 防止対策取組書(市町村のステッカ-を含む)などの掲示及び3月8日以 降はマスク飲食の推奨を条件
- 2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について
- 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の 低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の 密を防ぐ取組の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼び かけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食 自粛の周知(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の 働きかけの対象外)

時 期	収容率	人数上限
3月21日まで	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- ・ 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他(お願い事項)

- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯
- 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守

なお、緊急事態宣言解除後、時短営業については段階的に緩和します。 (3月31日までの間、5時から21時まで(予定))